

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

令和5年7月24日に公表した「国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 実施方針」に関し、以下のとおり訂正する。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
1	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	①四国地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」の認定されている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)	①四国地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級又はB等級」の認定されている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
2	37				Summary	2.Classification of the service to be produced: 56	2.Classification of the service to be produced: 41,42